○総務省告示第八十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定により、登録証明機関として登録した株式会社ザクタテクノロジーコーポレーションから住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

一　変更後の住所

東京都新宿区西新宿四丁目三三番四号

二　変更年月日

平成二十五年一月一日

○総務省・法務省・経済産業省告示第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十四年十二月十四日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

法務大臣　谷垣　禎一

経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　電子入札コアシステム用電子認証サービス

2　特定認証業務を行う者の名称　ジャパンネット株式会社

3　特定認証業務を行う者の住所　東京都千代田区麹町一丁目４番４号

4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　D4FD　09C2　AEAC　D72F　C508　8C09　4356　0192　DC5F　7B29

5　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　D637　FE3E　7994　7A79　B78D　770C　B8A1　B131　7FB7　6E9A

6　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　A3A1　5069　99D5　1A7F　6D5F　26FD　FA8D　EDAC　DDBF　145F

7　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　0AB7　746A　E6E9　FE89　FF7D　B90C　BF85　3986　EB01　4F25

○総務省・法務省・経済産業省告示第二号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十五年一月三十日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

法務大臣　谷垣　禎一

経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　CECSIGN認証サービス

2　特定認証業務を行う者の名称　株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム

3　特定認証業務を行う者の住所　東京都港区新橋一丁目７番６号　美スズビル７階

4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　D08A　212B　9BAA　C0C0　353F　E505　03F8　ACBF　615E　B342

5　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　7E3C　6BA9　FB9C　3A46　7168　D915　0E15　F4F4　791D　E73A

6　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　8E0F　A182　1E93　4166　B406　0D25　3D54　35DA　6A66　96FE　3B93　3435　71C9　6523　92D6　1993

7　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　0E40　B64C　7812　46C6　F141　39F1　6C6E　DAC8　DD5E　0E72

8　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　C10F　09E0　79DC　BACA　69A2　A20A　AC3B　55B5　E3BD　24BB　E3AE　490A　EA4B　71E6　2229　97E6

9　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　D433　9E18　02B0　F480　2A2C　48CE　9BF3　7E6F　CA7A　33D3

10　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　7CC9　B8A0　833E　C4DC　F10E　6084　41D4　A513　59BF　D464　3EF2　3564　5B7B　3847　62C8　6FEDp

○政治資金適正化委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四二五四	二五、一、一	八田　泰孝
四二五五	二五、一、一	松岡　将史
四二五六	二五、一、一	畝井　俊樹
四二五七	二五、一、一	宮園　伸吾
四二五八	二五、一、一	金子　哲也
四二五九	二五、一、一	菊地　大輔
四二六〇	二五、一、一	近藤　秀典
四二六一	二五、一、一	北島　正一
四二六二	二五、一、一	宮本　修二
四二六三	二五、一、一	冨山　昇

○法務省告示第八十一号

神奈川県藤沢市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十五年二月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

神奈川県藤沢市用田五百八十七番地　佐藤　忠藏

○外務省告示第五十四号

平成二十五年二月六日にラマッラで、パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億四千万円

3　署名者

日本側　松浦純也パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長

世界食糧計画側　パブロ・リカルデ西岸・ガザ事務所代表

平成二十五年二月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省・農林水産省告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

一中「年一分二厘」を「年一分二厘」に、「年一分四厘五毛」を「年一分三厘五毛」に、「年二分四厘五毛」を「年二分三厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘五毛
七年を超え八年以下	年四厘五毛
八年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十一年以下	年六厘五毛
十一年を超え十二年以下	年七厘五毛
十二年を超え十三年以下	年八厘五毛
十三年を超え十五年以下	年九厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分五毛
十六年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分二厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘五毛
七年を超え八年以下	年四厘五毛
八年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十一年以下	年六厘五毛
十一年を超え十二年以下	年七厘五毛
十二年を超え十三年以下	年八厘五毛
十三年を超え十五年以下	年九厘五毛